

## 労働者派遣業務（一般事務） 仕様書

1. 件名：  
電力広域的運営推進機関 一般事務に係る労働者派遣業務
2. 契約期間：  
平成28年9月1日～平成29年8月31日  
※本契約終了後、最長3年間までの更新予定あり  
※個別契約書の契約期間は、当初最長3ヶ月を予定
3. 勤務場所：  
電力広域的運営推進機関  
東京都江東区豊洲6-2-15
4. 勤務時間：  
平日9時00分～17時40分（休憩：12時00分～13時00分）  
※土日、祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く  
※時間外勤務を命じることがある（12月等の繁忙期には、1日2～3時間程度）
5. 派遣人数：  
1名
6. 業務内容：
  - （1）電話対応  
定型的な問合せ対応を含む、受電は1日30件程度。
  - （2）文書の内容チェック  
数値の照合等。
  - （3）データ集計  
外部から届く文書の集約。
  - （4）資料作成補助  
グラフ・表の作成、文書からの項目抽出・転記等。
  - （5）管理業務補助  
外部文書の提出状況管理。  
未提出会社への連絡（メール、電話、文書通知等）。
  - （6）電気事業者への文書の送付
  - （7）資料の印刷、製本、ファイリング他
  - （8）部内庶務、補助業務全般

## 7. 派遣労働者の条件：

- (1) 電話対応や事務の実務経験を2年以上有すること。
- (2) Microsoft Excelの基本操作（グラフ・表の作成、初級関数の活用）ができること。
- (3) Microsoft Word、Microsoft PowerPoint等の基本操作ができること。
- (4) 職場環境や業務に応じて柔軟に対応できる能力を有すること。
- (5) チームワークを尊重し、本機関職員と円滑に業務を進めることができる意欲を有すること。

## 8. その他契約上の条件等：

### (1) 派遣労働者の変更

本機関は、派遣労働者に次の行為があったときは、派遣元に派遣労働者の交代を要求することができることとする。

- a. 派遣労働者の勤務状況が適正と認められないとき
- b. 派遣労働者の業務の実施が当仕様書又は契約条件に適合しないとき
- c. 派遣労働者に不品行があったとき
- d. 派遣労働者が不測の事故又は休暇等により連続3日以上勤務できない場合は、代理人の派遣労働者を派遣すること
- e. 応募資料に記述された内容に不備があった場合

### (2) トライアル期間の設定

- a. トライアル期間は、派遣労働者の就業開始日から2週間以内とする。
- b. 就業部署において派遣労働者の就業状況を審査し、その結果を派遣元会社へ通知する。
- c. 派遣労働者の技能等について、疑義が生じた際には、応札時の業務提案書類の内容確認のため、派遣元に対し、技能・資格に関する証明書類の提示を求める場合がある。
- d. 「可」の場合は、派遣元は派遣労働者に確認のうえ、支障が無ければ、仕様書の契約期間満了まで派遣すること。
- e. トライアル期間中に、派遣労働者の交代を要請した場合は、派遣元はそれに応じるものとし、速やかに候補者を再選定し、派遣すること。その際、派遣料金（契約単価金額の変更は行わないものとする。以後の派遣労働者が交代した場合は、その都度トライアル期間を設定する。

### (3) 苦情及び苦情担当責任者

- a. 派遣元は、本機関と連携し、苦情その他派遣労働者の就業に関し生ずる問題について適切かつ迅速な処理・解決に努めるものとする。
- b. 本機関及び派遣元は、派遣労働者の苦情を処理するため、それぞれ苦情担当責任者を置く。

### (4) その他

- a. 派遣元は、本件業務に関し、知り得た事項を他人に漏らしてはならない。派遣元は、派遣労働者その他の派遣元の従業員に対し、業務上知り得た機密事項及び個人情報の保護の義務を遵守させなければならない。
- b. 本件業務の全部または一部を第三者に委託してはならない。
- c. 本仕様書に定めのない事項又は業務内容の変更等について、必要に応じて派遣元と本機関が協議のうえ、定めるものとする。